

見附市教育委員会告示第17号

見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月5日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市子育て短期支援事業実施要綱（令和2年見附市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条、第3条第3号、第4条第6号及び第8号、第5条ただし書、第6条第1項から第5項まで、第7条、第9条並びに第10条中「教育長」を「市長」に改める。

別表中事業単価の項を削り、「870円」を「1,490円」に、「480円」を「770円」に、「120円」を「210円」に、「190円」を「200円」に、「4,320円」を「7,450円」に、「2,360円」を「3,820円」に、「600円」を「1,050円」に、「930円」を「1,000円」に改める。

別記様式第1号から別記第6号様式までの規定中「見附市教育委員会教育長」を「見附市長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。